

公募型プロポーザル方式による手続きへの参加者募集の公告

下記業務の委託について、公募型プロポーザル方式による手続きの開始に当たり、参加希望者を募集するので公告する。

平成30年1月9日

青森県知事 三村 申吾

記

1 業務概要

(1) 委託業務名

県民環境林管理・経営委託業務

(2) 委託区域の概要

① 委託区域

県民環境林 10,209ha

② 資源構成等

委託区域一覧表、位置図及び施業図のとおり

(3) 委託期間

契約の日から平成35年3月31日まで

(4) 委託料の限度額

5年間で1,114,209千円

各年度における委託料の限度額は次のとおり。

(単位：千円)

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	合計
255,811	228,702	242,132	221,489	166,075	1,114,209

(5) 委託業務内容

① 委託区域に係る間伐等の森林整備及び森林作業道整備（以下「森林整備等」という。）について、経営方針及び土地所有者との分取造林契約その他関係法令に基づき、森林経営計画を作成し、市町村長等の認定を受けること。

また、当該計画の進行を管理すること。

② 森林経営計画に基づき、森林整備等を実施すること。

③ 間伐等により伐採した木材を販売すること。

④ 主伐に係る収穫調査を実施すること。

⑤ 委託区域の巡回等を実施すること。

- ⑥ 森林整備等の業務の遂行に伴い、土地所有者等の承諾が必要な場合は、説明を行い、承諾を得ること。また、法令等による規制がある場合は、その許認可等を受ける等、関係機関等との調整を行うこと。
- ⑦ 県が行う土地所有者に対する分收割合の見直しに係る同意取得に協力すること。
- ⑧ 森林整備等の実施に伴う青森県民有林野造林補助規則（平成 10 年 3 月青森県規則第 43 号。）による補助金（以下「造林補助金」という。）の交付申請、受領及び申請に必要な計画書等の作成を行うこと。
- ⑨ 県民環境林を核とした周辺森林との一体的な施業の実施に努めること。

2 参加資格

本手続に参加できる者は、法人その他団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）であって、以下の要件をすべて満たす者とする（ただし、共同企業体の場合は、代表者以外の各構成員については（7）、（8）を除く。）。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （2）青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- （4）次の①から⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）である者。
 - ② 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用者（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者又はその権限を代行し得る地位にある者）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ③ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - ④ 役員等が、正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認め

られる者

- ⑤ 役員等が暴力団と交際していると認められる者
- (5) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (6) 本店、支店及び営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 青森県森林整備作業有資格者指名停止要領（平成 20 年 10 月 9 日付け青林第 640 号）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと又は措置要件に該当する事実がないこと。
- (8) 青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加資格審査等に関する要領（平成 19 年 3 月 27 日付け青林第 1186 号）第 6 条に規定する「青森県森林整備作業指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (9) 次の①及び②のすべてに該当する者であること。
 - ① 広範囲にわたる委託区域での事業計画を立案し、適切かつ円滑に進行管理するための管理資格を有する者（以下「管理資格取得者」という。）を 2 名以上雇用していること。
 - ② 機械による伐倒作業及び集材作業等間伐の実施又は森林作業道整備に必要な資格を有する者を管理資格取得者と併せて 6 名以上雇用している者であること。
- (10) 共同企業体の場合は、その構成員が単独で、又は他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森市長島一丁目 1 番 1 号 北棟 4 階
青森県農林水産部 林政課 森林環境グループ 県民環境林担当
電話番号 017-734-9522
FAX番号 017-734-8145
メールアドレス rinsei@pref.aomori.lg.jp

(2) 募集要領の交付期間

当該業務委託に係る募集要領を公告の日から平成 30 年 1 月 22 日午後 5 時まで、担当部局又は下記の県ホームページにおいて交付する。

【県ホームページアドレス】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/kankyou-rin01.html>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 30 年 1 月 22 日(月)午後 5 時まで
- ② 提出方法 担当部局まで持参又は郵送による（配達証明付き書留郵便の場合に限り、受領期間内に必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成 30 年 2 月 28 日（水）午後 5 時まで
- ② 提出方法 担当部局まで持参又は郵送による（配達証明付き書留郵便の場合に限り、受領期間内に必着のこと。）

4 その他

詳細は、「青森県県民環境林管理・経営委託に係るプロポーザル募集要領」による。